

令和5年第9回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和5年11月22日

閉会 令和5年11月22日

熊本県球磨郡湯前町

令和5年第9回臨時会

会 期 令和5年11月22日(水) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
11	22	水	本会議	午前10時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

1 1 月 2 2 日 (水)

令和5年第9回湯前町議会臨時会 [第1号]

令和5年11月22日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第51号 | 令和5年度湯前町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第 4 | 議案第52号 | 令和5年度湯前町水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 5 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2. 応招議員

- | | |
|----------|------------|
| 1番 吉田 精二 | 2番 西 靖 邦 |
| 3番 遠坂 道太 | 4番 椎 葉 弘 樹 |
| 5番 森山 宏 | 6番 黒木 龍 次 |
| 7番 味岡 恭 | 8番 倉本 豊 |
| 9番 山下 力 | 10番 金子 光 喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局主事 中山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	課	西	村	洋	一	税	務	町	北	崎	真	介
保	健	福	高	木	堅	介	建	設	水	稻	森	一	彦
企	画	観	伊	藤	賢	一	教	育	課	浅	田		徹
農	林	振	高	橋		誠	会	計	管	中	園	誠	二

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第9回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配付の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員、黒木議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第51号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について

議長（金子光喜君） 日程第3、議案第51号「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） おはようございます。本日の臨時議会どうぞよろしくお願いいたします。

議案第51号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ584万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億5,850万5,000円とするものでございます。歳出の主なものは、グリーンパレス公園災害復旧工事と、農産物加工場、杵つき精米所改修工事設計業務委託料などを計上しておりますところでございます。

詳細につきましては課長より説明させます。よろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 議案第51号、一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。事項別明細書の歳出12ページをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目11 電算情報管理費、節11 役務費の電算機器等廃棄手数料5万円を減額し、節12 委託料に電算機器等廃棄委託料として4万円を組み換えました。これは、パソコン・プリンター及びモニター等の廃棄について、当初、自分たちで廃棄することを予定し、廃棄手数料として計上しておりましたが、業者に委託すれば、引き取りにも来てくれる上に、価格も安くなることが判明しましたので、予算の組み換えを行うものです。なお、役場のパソコンでの作業はクラウド上でっており、パソコン自体には保存しませんので、データ等の流出は考えられないところでございます。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費、節11 役務費に1,000円を計上しました。これは農地中間管理事業に係る、所有者が不明であった農地の土地名義人を確認するための手数料でございます。

次に、目3 農業振興費、節12 委託料に70万円を計上いたしました。これは10月26日開催の議会全員協議会でご説明いたしました、農産物加工施設、杵つき精米所の指定管理者の公募を行うにあたり、指定管理者が使用する際の利便性を高めるために、最低限必要な改修工事を行うための設計委託料になります。

次に、款6 商工費、項1 商工費、目3 観光費、節14 工事請負費に500万円を計上いたしました。これは令和5年6月の大雨の際に、グリーンパレス公園内のテニスコート横の崖が崩壊しましたので、その災害復旧工事となります。なお、財源は公共土木施設災害復旧債を予定しておりまして、充当率は100パーセント、元利償還金の47.5パーセントから85.5パーセントの範囲内で、交付税にて措置されます。

次に、款7 土木費、項3 河川費、目1 河川総務費、節12 委託料に15万5,000円を計上しました。上段の排水樋管操作委託料5,000円は、県の事業でございまして、県の単価が変更となりましたので、それに合わせて増額計上するものでございます。下段の河川管理委託料15万円は、県からの委託金が増額されたことに伴うものです。

歳出は以上です。

次に、歳入です。11ページをご覧ください。歳出の際に説明しなかったもののみ、ご説明いたします。

款19 繰越金は、今回の補正財源で、63万8,000円を計上いたしました。

歳入は、以上でございます。

8ページをご覧ください。

第2表 地方債の補正で変更です。公共土木施設災害復旧事業債の限度額を変更するものです。町債の総額は4億7,530万円となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

4番（椎葉弘樹君） 12ページの排水樋管操作委託料についてお尋ねします。当初予算では、これは5万円計上してありまして、その内訳は、県管理河川の都川が4万7,000円、その他、おそらく町管理の河川分だと思うんですが、それが3,000円、合計の5万円が計上されておりました。今回の補正予算では、11ページの歳入で都川分を県から8,000円増額で受けておりますが、12ページでは5,000円しか計上されておられません。ということは、当初予算で計上していた一般財源分3,000円が減額されているということになります。そこでお尋ねしますが、一般財源分3,000円を減額している理由についてお尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） 都川の排水樋管の管理操作につきましては、当初予算4万7,000円ということをございましたけれども、実際は県からの委託料が変わってきまして、5万5,000円というふうになっております。これ都川から球磨川の合流地点付近になりますけれども、その水門の操作委託料ということで、個人さんの方に県の方から町にいただきまして、町の方から再契約というふうな形になっておりますけれども、歳入等も増えてきておりますので、歳入歳出を合わせたところで今回のような金額となっております。町の負担金とか、町から単独で出しているというわけではなく、歳入歳出を合わせたということで今回の差額と言いますか、出てきたということになります。

4番（椎葉弘樹君） 当初予算時点から、都川に関しては4万7,000円あったわけですよね、今回8,000円増額しただけということは、残りの3,000円分というのは、一般財源から当初予算で支出していたわけなんですね、その3,000円というのを今回減額されているわけなんですね、一般財源からですね。それ何でかなという、その理由をちょっと。そこだけをお答えいただきたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 当初予算の組み方のところで、まずちょっと相違があったのかというふうに思っております。当初予算の方では4万7,000円で、おっしゃるとおり組んでおりました。今回8,000円ということで、補正後の予算額は5万5,000円というふうになります。歳出の場合につきましては、当初予算の方で5万円というところでしてありまして、おっしゃるとおり、この当初予算の数字を見ますと3,000円は町単独費という見かたになりますけれども、元々がこの予算の組み方がおかしかったという事で、今回、当然増額になっておりますので、ここで歳入歳出の数字を合わせるために、今回、この3,000円の差が出てきているということで、実際的には、県からの委託料がそのまま入ってきて、それを先ほど申しました、町から再委託する操作委託をお願いしてる方への支出ということになります。

4番（椎葉弘樹君） おっしゃるとおりですね、当初予算の組み方で3,000円多分、多かったんじゃないかなと思っております。何でかという、たかが3,000円と言いますが、その3,000は普通で考えると、都川以外のところで使う分の3,000円かなと最初思ってたんです。ところが、それは実は不要だったと、決算を見ますと、令和3年度、令和4年度も決算の方で減額修正してあるわけですね、節内で。だから、元々令和2年度は4万7,000円しか組んでなかったものが、令和3年度以降は5万円で組んであるとあったところで、そこは見直す必要があると思ってるんですが、その点はいかがでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 議員おっしゃるとおりだと思います。当然入ってくる歳入歳出は、当然同額にならないといけないというふうに思いますので、6年度予算からは、議員おっしゃるとおり、そこを注意しながら、歳入歳出を合わせたところで、当初予算を計上していくようにいたします。

4番（椎葉弘樹君） その関連で、河川管理委託料について、ちょっと続けてお尋ねしたいと思います。これは当初予算で65万円組んでありまして、その内訳は県管理河川が45万円、そして、その他、町管理の河川分だと思うんですが、一般財源から20万円が組んであります。今回の補正予算では、県管理河川分を県から20万円受けております、増額分ですね。ということで、12ページは20万円かなと思いきや、15万円ということになります。としますと、県河川以外の町管理20万円、当初組んでいたのが15万円になってるということになります。5万円減額されている理由についてお尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） この県の管理河川の護岸除草関係になりますけれども、先ほどの都川の排水樋管の予算の組み方と同様な組み方を当初予算からしてありましたので、ここも歳入歳出、県の方から入ってくる65万円と合わせるために、今回の補正額でちょっと調整したということになります。

4番（椎葉弘樹君） こちらの河川管理委託料については、ちょっと先ほどの都川とはちょっと違ってありまして、当初予算で20万円、一般財源の方から組んであります。これはおそらく県河川以外の部分で計上してあったんだろうと思いましたが、一般財源から5万円引いてしまいますと、その分が当初予算から減額されたことになってしまいます。これ減らして良いのでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 歳入の方で当初予算45万と今回20万ということで、歳出の方については50万、今回で15万ということで、歳入歳出の合計額は65万ずつというふうになるわけなのでございますけれども。当初予算の方ですね、ベースでいきますと歳入が45万に対しての50万ということで、5万円分が町単独で、ぴったり45万ということで管理委託できることはないと思います。5万円分は町単独ということで

して、予算は計上していたことになります。今回、歳入が20万増えて65万というふうになりますので、その分を見まして、当初から単独を見ておりましたので、今回は15万円というようなことで、歳入歳出それぞれ65万円となるように、予算の方を補正させていただいたというふうになります。

4番（椎葉弘樹君） 今回の補正予算のままいきますと、当初予算で65万円、そして、補正で15万円、5万円減額した分で15万円、合計で決算見込みで、80万円になります。ところが令和4年度の決算でも実は20万円の県からの補正がっておりますが、増額をやっておりますが、去年の令和4年度の決算を見ますと、84万ということで、80万円を超えてたわけですよ。ということは、今年度も実は、その80万を超える予算が必要なんじゃないかなといったところで、この質問を、質疑をしたわけでした。これ減額する理由っていうのが、ちょっとよくわからなかったもんですから、例えば、町の河川が20万円から15万円で足りるんだよということであればわかるんですが、その辺りの理由をご説明いただきたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 実際は決算ベースで今年度もなるうかと思えますけれども、実はこの金額通りにはいかずに要望等もございますので、それ以上に県から来る以上に町単独の持ち出しが出てきて、町管理も含めまして河川管理、河川の方の除草等を行いますので、実際的には議員おっしゃるとおり、過去のも、今までの決算ベースを見ても、町単独を見たところでの除草等の委託というふうになります。

4番（椎葉弘樹君） 今年度は5万円減額した分で補正を組まれるということですが、令和4年度通りの実績でいきますと、もしかしたら、除草作業等足りなくなる可能性がありますので、もしそういうことがあった場合には、もう今回は仕方ないとしても、補正を組んでも昨年度、同等の河川管理の方をしていただきたいのですが、それは町長にお尋ねしたいと思います。

町長（長谷和人君） 県の管理関係につきましては、歳入と歳出を合わせるような形でするわけですが、先ほど課長が答弁しましたように、その年度によって河川ですね、管理の要望があがって来たりとかあがって来なかったりという受注がございますもんで、そこは椎葉議員がおっしゃるように状況によりましては、この河川の委託料の部分につきましては、増減があり得るということで、そこは柔軟に対応していきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

4番（椎葉弘樹君） 柔軟と言いますか、去年は町管理の河川が20万円予算を組んであったのを、今回5万円落とすわけですから、その減らした理由を本当はですね、上手に対応できるのかなっていったところだったんですが、もう今年に限っては、その15万円の予算枠で作業を進めていくということによろしいでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 6年度の予算編成の考え方になるうかと思えますけれ

ども、県から来るのは大体 65 万円、これは毎年変わらないことだろうと。ほぼこの額だろうと思いますけれども、柔軟に対応するためには、この予算 65 万だけでは足りないと思いますので、そこは余裕を持ったりとか、要望等に答えるような支出額にはなるのかなと。そういうふうを考えていかなければならないのかなとは思いますが。

4 番（椎葉弘樹君） 県管理の方はですね、都川と牧良川があったと思うんですけど、その部分はその予算で良いんです、65 万円ですね。ただ今回、私が懸念してるのは、当初組んだ 20 万円の方を今回減らされてるので、他の河川をちゃんと維持管理していただきたいといったところの話なんです。町の河川についてはどうでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 町の方の河川の管理につきましても、毎年、予算を計上しておりますので、そちらの方も梅雨時期であったり、河川の方の管理等を行っていかねばならないというふうに思っております。そこも柔軟に対応できるような予算の組み方であったりとか、もし不足するような場合であっても、町の管理河川の部分については予算的に計上していかなければならないというふうに思います。

4 番（椎葉弘樹君） 柔軟にと言われますけど、当初予算では、大体これぐらいの計画を立てているから、その 20 万円を立てられたわけなんですよね。でも今回 5 万円減らして 15 万円の町管理河川の予算になるわけで、減らした後に柔軟にと言われても、当初の計画はどうなったのかといったところがちょっと懸念されるわけです。当初からもう 15 万円で足りてたんでしょうか。そこをちょっと明確に答えていただきたい。柔軟にという言葉は何か一番あやふやな言葉でですね、当初から 20 万円の予算は柔軟に対応するための、どうでもいい予算だったのかというふうに捉えられてしまうので、そこをですね、ちょっとわかるように説明をしていただきたいと思います。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

- - - - -
休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 24 分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

建設水道課長（稲森一彦君） 町の管理河川で当初 65 万円ということでした。あとこれと別にですね、河川敷内支障木伐採と別に予算を組んでおります。これにつきましては、町の管理河川分ということでございまして、この 2 つの中で調整と言いますか、伐採の方であったりとかしておりますし、令和 5 年度につきましては、昨年度は 9 月の台風、令和 2 年は大きな豪雨災害ということで、そこら辺と比べますと、令和 5 年度につきましては、あんまり大きな被害はございませんでしたので、こちらの方の予算も、河川敷内支障木伐採の委託と河川管理の当初予算ベースでいけば 60 万、この

辺を調整しながら今年度につきましては行ってきておりますので、そこら辺も注意しながらですね、また次年度の方の予算の方の組み方につきましても、しっかりと考えていただければ必要かということも加味しての予算の組み方であったりとかということをしていきたいというふうに思います。

4番（椎葉弘樹君） 県の予算をですよ、町の河川管理の方に使っても良いのかといったところの、いうふうに聞こえたんですけど、それは置いときまして、例えばですね、令和5年度が実績見込みで足りそうだから5万円減額するんですよっていうことであればわかります。説明的にですね。もしくは、機械化によって効率化を図られて5万円減額しますだったらわかりますが、県の予算を町と上手く、流動的に使うというのが果たして良いものなのかも含めてですね、やっぱり減額の理由だけちょっと聞きたいんですよ。要は実績見込みで令和5年度は足りたのかとかですね。去年はもう20万円近く使ってるわけですから、それが15万円で済むって理由だけ聞きたいんです。それについてはいかがですか。

建設水道課長（稲森一彦君） 県の方から歳入につきましては65万円ということでございますので、県の分につきましては当然65万円、それを上回るような、それを20万30万までとは言いませんが、それを上回るようなところで、実際の方を行います。先ほど申しましたとおり、別に河川敷内支障木で50万円を当初予算化しておりますが、この中での調整、これは当然、町管理の河川分でございますので、こちらの方も当初50万円と見込んでおりますけど、そこまではいかないと思いますが、そこら辺の調整の中で、町の部分については、町の管理河川となる部分の管理の方は、こちらの方の予算内で収めていきたいなというふうに思います。これをしっかりまた、来年度、6年度からしっかりと予算の組み方をしていきたいというふうに思います。

4番（椎葉弘樹君） 当初予算の組み方は良かったんだと思います。要は町管理の河川が20万円の予算を組んでただけの話であって、今回、15万円に減らしたことがですね、その実績見込みなのか、そういったところを聞いたかただけなんですけど、ちょっと明確な答弁が得られませんので、もうこれ以上長引かせませんが、今年は15万円の町管理河川の管理で足りるということで認識をしたいと思います。

9番（山下 力君） 農業振興費の杵つき精米所について、お伺いをいたします。今年の3月議会で一般質問をしております。その時の町長の答弁の1つに、「今後につきましては、新町長、新体制によりまして、施設の活用方法を丁寧に、その方向性をまず示させていただいて、議員皆様のご意見を伺いながら、そこら辺の動きをさせていただく。」という答弁をされております。そこで町長にお尋ねしますが、町長が答弁された方向性を、まず示させていただいて、議員の皆様のご意見を伺いながらと発言がありますが、今年の10月26日の全協で突然、加工施設の改修等の説明がなされま

した。私は町長の発言は、全協にしろ、議会答弁にしろ、重たいものと思っておりません。町長自らの発言をですね、振り返っていただいて、説明不足、議員各位の意見を伺わなかったことに対して、町長の姿勢というか、考えをお聞かせください。

町長（長谷和人君） 今のご質問がございましたんですけども、その中で、これまでの経緯につきましては、ちょっと一部省略をさせていただくところがございますけども、この杵つき精米所につきましてはですね、これまで3回ほど公募を行いながら、事業を何とか動かしたいという思いでこれまで来ましたし、それから、山下議員のご質問、一般質問にもお答えしましたし、それから、椎葉議員のご質問もございましたし、遠坂議員の方からもその質問がっております。その時に、私も何回かお話もちゃんと丁寧にさせていただいておるという経緯もございます。先ほど、ご指摘がございましたけども、10月26日もこのことにつきまして、ご説明をしておりますし、今月でしたか、この内容につきましても、ご説明をさせていただいておるところでございます。その中で、1つ、今回ご提案させていただいておりますのが、多様性を持った、多目的に使える施設ができないか。これまで問い合わせが複数件ございまして、その対応を行っていきたい。それから、この精米所につきましてはですね、5つのいわゆる管理のパターンがあるということで、多分、私が今、表を持ってきてないのだけれんですけども、2番目と3番目のことでやりたいというふうな答弁もをさせていただいておるところでございます。今回その中でですね、言いましたような形で複数のこういうふうなお問い合わせがございまして、精米所だけでは当然難しい部分がございますので、多面的に、多様性を持ったような形でですね、施設の整備ができないかということで、今回それをご提案させていただく。加えてこの設計が出来上がりましてから、どういうふうな内容になってくるかわかりませんが、事業費等もそれに出て参ります。その段階でまた丁寧に議員の皆様方にご説明をしながら、この精米所の再稼働につきまして、もう私になりましてからでございますんで4年間施設が動いていないという状況がございますので、私の方にも住民の方から「なんで精米所は動かんのか。」というふうなお話も聞いておりますので、そこら辺は今、途中経過を申し上げますけども、その対応を行いつつ、また、この設計が出来上がりまして後に、議員の皆様方にもこういう形で説明をさせていただき、そして、再稼働に向けて動きたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

9番（山下 力君） 私の今の質疑の仕方が悪かったかもしれませんが、3月議会で答弁された町長の答弁内容ですよね。それを10月まで1回も説明することなく、でしょ。3月議会から10月まで、全協等で精米所についての協議事項は無かったですから。それをいきなり10月26日の全協で、いわゆる杵つき精米所の改修等の説明をされたんで、3月議会での丁寧な説明をして方向性等が決まればですね、議員各位の意

見を聞きたいと。それが無かったということを指摘してるんですよ。それに対して、町長の姿勢を聞きたいと。

町長（長谷和人君） いわゆるその期間、空白があったということでのご指摘かというふうに思っております。1つにはですね、来年の4月に新たに、これは椎葉議員の方の一般質問もございますけども、指定管理制度の指定管理している施設が期限を迎えておりますので、それに向かって動かすために事務局側としては、動きを実は色々やったりしたわけですが、ご指摘のとおり、その中で、わかった時点ですね、説明をすれば良かったのかなというふうに私も反省をしておりますけども、引続き議員の皆様方、先ほど答弁しておりますように丁寧な説明を行いながら、稼働に向けて動きたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

9番（山下 力君） 町長なので、素直に10月26日まで丁寧な説明が無かったと。申し訳なかったと。そう言って欲しかったですよ。それに対して町長お願いします。

町長（長谷和人君） 空白があったということで私の方からですね、丁寧な説明が無かったということであれば、私も申し訳ないというふうに思っているところでございます。

9番（山下 力君） それから、今年の5月、いわゆる地方自治法の一部が改正され施行されております。地方議会の役割、議員の職務等が明文化されたという改正でございます。その1つに、議会は地方自治体の重要な意思決定を議決するとあります。杵つき精米所の再稼働につきましても答弁された、丁寧に議会に説明し意見を伺いながらと答弁されておりますんで、なぜされなかったのか私は理解できません。町長、今回だけでもなくですね、何事も丁寧に説明をし、意見を伺うという政治姿勢を願うところでございますけれども、町長の見解をお聞かせください。

町長（長谷和人君） ご指摘の部分につきましては、私としても反省を申し上げるところでございますが、この精米所に限らずですね、他の件につきましても、私としては丁寧に皆様方にいろんなお話をしてきたというふうに思っておりますので、今のご指摘の部分につきましては、さらに丁寧にしながらですね、再稼働に向けて行きたいというふうに思っているところでございます。

9番（山下 力君） 最後をお願いですけども、いわゆる町政を執行していくために、いわゆる二代表制ですから、いわゆる議会の意見を聞くという、聞く耳を持っていただいて、今後、町政執行をしていただきたいというふうに思っております。

町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。今のご質問のとおりでございますので、しっかりとそこは対応しながらですね、他の事業等も含めながら丁寧に行っていきたいと思っております。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（金子光喜君） 日程第4、議案第52号「令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第52号、令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、水道用施設用地購入に関する費用の補正となるところでございます。

詳細につきましては課長より説明させます。よろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第52号、令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出の補正になります。湯前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するもので、第1款、水道事業費用6,526万9,000円に10万円を追加し、6,536万9,000円とするものです。

次に下段です。第3条、資本的支出の補正になります。予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,711万9,000円を2,762万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金2,257万8,000円を2,308万8,000円に改め、第1款、資本的支出1億634万7,000円に51万円を追加し、1億685万7,000円とするものです。今回の補正は、浄水場土砂災害対策工事において、隣接する用地の取得に関し、登記手数

料、用地測量委託、用地購入費を補正するものです。

8ページをお願いいたします。

令和5年度湯前町水道事業会計補正予算(第3号)見積の基礎によりご説明いたします。

上段の収益的支出です。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節3手数料に分筆所有権移転、地目変更登記手数料として10万円を補正するものです。

下段の資本的支出です。款1資本的支出、項1建設改良費、目1原浄水設備改良費、節1委託料に用地測量委託料50万円。

節3用地購入費として1万円を補正しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長(金子光喜君) これから質疑を行います。

8番(倉本 豊君) これは前回の全協の中で説明があった案件だと思っておりますけれども、あの時、私、フェンスを張られた土地だけということでしたので、その後ろの方もついでも買ったらいかがでしょうかという話をしたんですが、結局そこはどうなったんですかね。せっかくご厚意で、当初は無償でという話をされておったということでしたので、ご厚意があるときにしとった方が、私は将来的に災害等が発生する可能性もありますんであそこは。あそこまで買った方が良いんでないでしょうかというふうな提案をさせていただいたんですね、あの時。そこら付近についてどうなったんですかね。

建設水道課長(稲森一彦君) 10月の全員協議会の席で議員の方がおっしゃられて、またそこに防草シートというふうなお話もされたというふうに記憶しております。今回につきましては、実際工事に伴います用地がオーバーした分と言いますか、ところでございまして、今回この分だけの予算の方を計上させていただきました。ここの面積が広くて、その上の方が農地というふうになっておりますので、またそこら辺につきましては、地権者の方ともそこまでのご相談は言っておりませんので、そういうふうな農地であっても、農地の法面的な部分もございまして、また、そこら辺はまだ地権者の方ともお話もちょっとできておりませんので、また、そこは建設水道課側の方でも検討しながら、そこら辺の重要性だったり、必要性だったり、ちょっと色々検討させていただきたいなというふうに思っております。

8番(倉本 豊君) 結局、工事をやったのはですね、令和2年7月豪雨であそこの山腹が崩壊して、土砂が流れ込まなかったのが幸いでしたけれども、まず、その復旧工事はちゃんとなされております。しかしながら、そのまた手前の方と言いますか、奥の方と言いますか、その方もまた法面がまた来る可能性もあるわけですし、だから、そんな時にまた色々相談してするよりも、ここまで買っとくと、そこに今度はまたフェン

スですかね、防草シート貼ったり、フェンス建てたり、いろんなもう、事前の対策もできるのかなと。湯前町民の水瓶ですんで、そこは慎重にやっぱりですね、将来的にも考えると、そういうことがされとった方が良いのかなというふうに私は思ったもんですから言ったんですが、まだ、用地のその話もされてないということですが、これ課長の独断で出来るかどうかわかりませんが、町長のお考えは、そこら辺はどう考えておられるんですか。

町長（長谷和人君） 全協の方で倉本議員からそういうふうな、今のご質問があるような内容でのお話をさせていただいたんですけども、今回は最低限、法尻に面している部分だけ予算を計上させていただきました。1つ課題になりましたのが、法面の方にシートを被せれば良いわけでございますけども、管理がそこまで、結局水道事業として及ぶという部分もございましたんで、ちょっとそこは慎重に考えようかということで、今回は一応予算はしてなかったというところでございます。今後そこら辺も含めてですね、令和2年7月豪雨災害はもう二度と起きらんということを願っておるんですけども、状況が状況でございますので、法長も非常に長うございます。多分、法高で3メートルぐらい、直高であるのではなからうかなというふうに思いますので、現地を確認しながらですね、対応をちょっと考えさせていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

8番（倉本 豊君） ぜひ検討をしていただきたいと思います。もっと言いますならば、結局この法面は個人所有者ですんで、法面をちゃんと買っていただければですね、案外と害と言いますか、なかっですけども、結局今度はかずら等が大変どこもあつていまして、フェンスをかずらが上がったりする可能性もありますんで、そこら付近も考えながらですね、十分な検討をしていただければというふうに思っております。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、「令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長(金子光喜君) 日程第5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(金子光喜君) 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長(金子光喜君) 令和5年第9回湯前町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時52分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員